

広島県公安委員会告示第 35 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 25 年 5 月 23 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
3P0220	告示の日 (平成 25 年 5 月 23 日)か ら 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CRA ビッグシュー ター X	株式会社アムテックス 代表取締役 石井 義郎 (群馬県伊勢崎市香林町二 丁目 1818 番地)	左同
3P0213	同上	同上	CR するんこ FLOWE R SP	株式会社ジェイビー 代表取締役 戸澤 茂 (東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号)	左同
3P0263	同上	同上	CRA するんこ FLOW ER GP	同上	左同